

令和5年度 食文化振興加速化事業 委託実施要項

令和5年4月14日

文化庁次長決定

1 趣旨

少子高齢化、生活様式・嗜好の変化等による食生活の急激な変容に加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症のまん延も相まって、食文化の継承は喫緊の課題となっている。

そこで、我が国の食文化の保護・継承に向けて、令和5年度に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されて10周年を迎えること等を有効に活用し、和食のわざの実演や和食の食体験等を通じて、国内外に我が国の食文化の魅力の発信を行う。

2 委託業務の内容

以下の（1）及び（2）を行うことにより、国内外に和食の魅力発信する。

- （1）「和食」のユネスコ無形文化遺産登録10周年等を契機としたイベント等の開催
- （2）和食の振興に係るイベントや民間企業等の独自の取組等を紹介するWebページ等の作成

3 委託業務の委託先

2の委託業務の委託先は、法人格を有する団体又は法人格を有しない団体であって、次に掲げる

- （1）から（4）までの要件を全て満たす団体（以下「法人等」という。）とする。
- （1）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- （2）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- （3）自ら経理、監査等を行う会計組織を有すること
- （4）団体の活動の本拠として事務所を有すること

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から令和6年3月31日までとする。

5 委託手続

- （1）委託を受けようとする法人等は、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- （2）文化庁は、法人等から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、法人等と書面にて委託契約を締結することにより、法人等に対し業務を委託する。

6 委託費

- （1）文化庁は、予算の範囲内で業務に要する人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費を委託費として支出する。
- （2）文化庁は、委託を受けた法人等が5（2）の委託契約の内容に違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めた場合、委託契約を解除し、又は委託費の全部又は一部について返還を命じること

ができる。

7 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ文化庁の承認を受けなければならない。

8 業務完了（廃止）の報告

委託を受けた法人等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）には、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について、検査・調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適当であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた法人等に通知するものとする。
- (2) (1) で確定した委託費の額は、業務に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた法人等が、本事業の趣旨に反する業務を実施していると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることとする。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託を受けた法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた法人等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 本実施要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。